

【広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例に係る意見】

| 番号  | 該当箇所   | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                      |
|-----|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 92  | 条文名    | 条例名として「〇〇県障害者の情報取得・意思疎通支援条例」などとし、手話理解者だけでなく、筆談・要約筆記・音声認識・電話リレーなどを通じて意思疎通が必要な難聴者・中途失聴者にも対応する制度であることを明示してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 条例の名称については、情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について定めている内容を反映させ、検討会議等での議論を経ており、現行のままとさせていただきます。                                                         |
| 93  | 前文     | 「そのためには」から始まる一文が長い。「必要不可欠であり、」のところで一旦切り、次から新しい文にする方が読みやすく、意味がわかりやすいと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <u>御意見を参考に、「そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。」と前文を修正いたしました。</u>    |
| 94  | 2 定義   | 手話言語が音声言語と同様に位置付けられていることは、手話言語を必要とする者にとっては勇気付けられる。知るべき情報や緊急情報等を取得できることにより安心して生活できるようになる。これが、社会参加等、社会に一層関わっていける意欲の向上につながる。広島県手話言語条例と共に成立してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 手話言語条例と同時に成立できるよう、努めてまいります。                                                                                                           |
| 95  |        | 言語に手話を含み、手話を強調する意味合いは、手話が置かれてきた歴史的背景からも意義深いと考える。「手話」は独立した自然言語であることが広く認識されており、その明記には大きな意味がある。一方で、「文字言語」は、既存の言語（例：日本語など）を表記する手段であり、言語体系そのものではない。また、「言語」という語が多義的であるため、言語体系（日本語、日本手話など）と、その表現手段（音声、文字など）を混同する恐れがある。<br>第2回検討会資料（第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 概要）では、「文字言語」を用いる理由として、『「手話言語」という言葉の意味がすぐに分かるように、「文字言語」という言葉の意味も分かるようになっていただきたいと思っている。』とされていましたが、条例で示すことでその言葉の意味が分かるようになるとは考えにくく、むしろ「言語」という言葉への混乱を招く可能性がある。また、「喋る言葉が聞こえないので、文字にするという意味を分かりやすくするため」という意図は、「文字の表示」「代筆」「要約筆記」「筆談」などの具体的な記載によって十分に示されていると考える。以上のことから、再検討をお願いしたい。 | 「文字言語」については、単語として一般的に知られていないこと、障害者の意思疎通において用いられる様々な手段の基本にあることから、言語に含まれるものとして記載をしているため、現行の記載のままとさせていただきます。                             |
| 96  |        | 「意思疎通手段」のところで「文字言語」とあるのが気になった。文字は言語ではありません。言語を表記する手段です。「手話言語及び文字言語を含む」と手話と文字が言語として並べられていることに違和感がある。「言語（手話言語を含む）、文字、」とされた方がよいのではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 「文字言語」は音声言語等を文字として記載したものになります。文字言語については、単語として一般的に知られていないこと、障害者の意思疎通において用いられる様々な手段の基本にあることから、言語に含まれるものとして記載をしているため、現行の記載のままとさせていただきます。 |
| 97  |        | 1行目の、具体的手段の例で「文字の表示・文字言語」は意味が重複するので、「文字」だけにするか、又は、「言語（手話を含む）、文字の～」、言語（音声・文字・手話を含む）、点字～と続けるべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 「文字言語」は音声言語等を文字として記載したものであり、「文字の表示」はテキストや文字情報を画面等に表示する行為となるため、この条例では別々のものとして扱っています。                                                   |
| 98  |        | 2行目の「マルチメディア、」の次に「手話通訳」を入れる。要約筆記が入っているので整合性を持たせるべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 手話については言語として既に前掲しているため、追記はしない扱いとさせていただきます。                                                                                            |
| 99  | 100    | 前文7行目に「情報の取得」が有り、聴覚障害は介助者が居ないときの情報の取得は大きな課題なので、6行目の「障害者が意思疎通を・・・」を「障害者が情報収集や意思疎通を図るための・・・」とすべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <u>御意見を参考に、「障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、障害者とその他の者の間における意思疎通の支援を行う者をいう。」と修正いたします。</u>                                     |
| 100 |        | 意思疎通手段の定義に、コミュニケーションボード、絵カード、コミュニケーションアプリのＩＣＴ機器を追記して欲しい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <u>コミュニケーションボードについては、意思疎通手段の定義に追記します。</u><br>絵カードについては「イラスト等を使った表示」との区別が難しいこと、ＩＣＴ機器については第16条の情報通信機器に含まれることから、現行の記載のままとさせていただきます。      |
| 101 |        | イラストを用いた支援の具体例として、意思疎通手段にコミュニケーションボードとはっきり明記してほしい。<br>大分県では、コミュニケーションボードを作成し広く活用を促している。理解することに時間がかかってしまい、疲れ切って、判断が鈍くなってしまう経験を多々している。コミュニケーションの方法が不足していることで、分からない自分にストレスを感じ、落ち着かなくなったり、情緒が不安定になったりする。特に、学校現場でいち早く取り入れ、当事者の自尊心を傷つけないことが大切だと思う。学校の仕組みは、戦前戦後の指導方法が色濃く残っており、一斉指導や大人数教育などで、個を殺すような教育になっている。苦しんでいる子どもたちがたくさんいる。不登校やひきこもりが増えている事実を重く受け止めて、学校教育の改善を図る内容になるようお願いする。                                                                                                                                                               | <u>コミュニケーションボードについては、意思疎通手段の定義に追記します。</u><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                              |
| 102 | 3 基本理念 | ・遠隔手話通訳・自動字幕生成などを「意思疎通支援サービス」に含める。<br>・「意思疎通支援サービス」とは、遠隔情報通言技術を用いた手話通訳、字幕表示等を含むものとする。<br>・厚労省が遠隔手話導入経費を自治体支援している。<br>・全日本ろうあ連盟のガイドラインで自治体格差が指摘されている（JFDガイドライン）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 意思疎通手段の定義において、手話言語や文字の表示を列挙しており、御意見の内容については包括的に記載されていると考えます。また、ＩＣＴ機器を用いた意思疎通手段の支援については、「情報通信機器等の利用方法の習得等」で記載をしています。                   |
| 103 |        | 娘が1週間ほど入院したが、困ったときブザーを押して言わなければならない。<br>要領よく、的を得て話せず困った。<br>紙に書く（筆談）など、、病院、医療の面でもすすめてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                           |

【広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例に係る意見】

| 番号  | 該当箇所               | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                      |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 104 | 3 基本理念             | ・要数・司法・文化等各分野での合理的配慮を「実施しなければならない」と規定する。<br>・改正障害者差別解消法が行政・事業者に合理的配慮義務を課している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 「事業者の役割」において、合理的配慮も含めて「必要な配慮を行う」と記載しています。                                                                                                                             |
| 105 | 4 県の責務<br>5 市町の役割  | 県・市が主催、共催する講演会、講座、イベント等に手話通訳が付くことは多いが、要約筆記(文字通訳)が付くことは非常に少ない。手話言語条例が制定されたら、さらに手話通訳だけ付くようになるのではないかを危惧する。<br>聴覚障害者への合理的配慮の観点から手話通訳のみでなく、必ず要約筆記(文字通訳)も付くようにしていただきたい。<br>手話が理解できない聴覚障害者への配慮が欠けている。高齢化社会で手話のわからない高齢難聴者も急増している。聴覚障害者のコミュニケーション手段は手話だけではないことを県民に広く周知をお願いしたい。意識的に要約筆記(文字通訳)を付けることを要望する。                                                                                            | 障害特性に応じた普及啓発資料等の作成を検討し、手話以外の聴覚障害者のコミュニケーション手段についても普及啓発を図ってまいります。                                                                                                      |
| 106 | 7 意思疎通支援者及び関係団体の役割 | 意思疎通支援者及び関係団体は、それぞれの活動の中で、「障害の特性に応じた多様な情報の取得及び利用、並びに意思疎通手段についての県民への理解の促進」に、すでに自主的に取り組まれていることと思う。<br>これらの取組は、支援者や団体自身の意思や信念に基づくものであり、条例において努力義務として明記されることには、違和感を覚える。また、このような役割は意思疎通支援者や関係団体のみが担うべきものではなく、社会全体が担うべきものではないか。支援活動のあり方が限定的・一方的に定められることのないよう、慎重な表現を望む。                                                                                                                           | 条例の趣旨から、意思疎通支援者や関係団体の御理解・御協力は必要不可欠であると考えております。役割については、県民、事業者など幅広く定めており、意思疎通支援者や関係団体のみに担わせるものではありません。<br>また、本条例により意思疎通支援者や関係団体の活動が限定される恐れは想定されないため、現行の記載のままとさせていただきます。 |
| 107 |                    | 「他の意思疎通支援者及び～県民への理解の促進」の「県民の理解の促進」の部分について、読み返しても内容がわかりにくいので、もう少し具体的にしていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 障害特性や意思疎通手段によって理解の促進に係る取組は異なってくることから、包括的な記載としています。                                                                                                                    |
| 108 |                    | 1行目の「利用への必要な配慮を行う」を「利用への必要な配慮と対策を行う」とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 「配慮」には、必要に応じて適切な措置・対策を実施することも含まれることから、追記はしない扱いとさせていただきます。                                                                                                             |
| 109 | 8 事業者の役割           | 学校等に在籍する年数以上に、社会生活の年数は長い。多くのきこえない、きこえにくい者が情報の取得、利用、意思疎通に壁を感じるのは、勤務先、銀行や交通機関窓口、買い物に行く店など日常の場面だと思う。<br>当事者団体と共に推進し、事業者への働きかけが一層前進するよう期待する。                                                                                                                                                                                                                                                   | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                           |
| 110 |                    | 差別解消法で民間事業者は合理的配慮が義務になっているので、「事業者は、県又は市町が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努める。」とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 施策への協力も必要な配慮の一環であることから、現行どおりの記載とさせていただきます。                                                                                                                            |
| 111 | 9 推進体制             | 条例の運用・評価においては、自閉症や知的障害など多様な障害当事者の声を反映できる仕組みを構築すること。<br>特に、言語表出が困難な人に代わって意見を伝える家族・支援者の参加の保障も必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 推進体制において、障害当事者も含めた推進体制の整備について定めており、御意見については既に記載されてます。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                  |
| 112 |                    | 障害者福祉計画の国ガイドラインが数値指標と年次評価を推奨しており、手話通訳派遣数や字幕資料作成数等を毎年公表し、第三者評価を経て改善する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                           |
| 113 | 11 意思疎通支援者の人材確保、養成 | 手話通訳もだと思うが、音訳や点訳の技術を習得するには時間がかかる。手話通訳はいくらか報酬が得られると思うので、若いうちからされる方もいるかもしれないが、音訳や点訳は基本、無償作業なので、子育てが落ち着いた頃、定年退職後等、50～60代になってから講座を受講される方が大半である。そのため、自身の体調不良や介護等で継続して活動できる方は多くない。<br>現在、教材の点訳作業をしているが、一般書籍の点訳スキルに加え、英語や数学、図の作成など、専用の点訳も必要。それらができるボランティアは数人のため、この先、点訳の依頼があっても、ひきうけられない可能性もある。<br>点字を必要とする方は多くはないが、教育を受けるためのものが県内で作成できない状況になるのではと心配している。必要としている方が困らないよう、人材育成や有償での作業を検討してもらえたらと思う。 | 「意思疎通支援者の人材確保、養成等」を定めており、県としても人材の確保・養成等に必要な施策を検討してまいります。                                                                                                              |
| 114 |                    | 意思疎通支援者の人材確保および養成の取り組みにおいては、行政職員自身も当該(要約筆記者)講座や研修会等に参加し、実践的な知識と理解を深めることで、施策の実効性向上につなげていただきたい。併せて、支援の現場や当事者のニーズについて理解を深めていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                            | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                           |
| 115 | 12 啓発及び学ぶ<br>機会の確保 | 中途失聴難聴者の存在、状況を知らない人が多い。この人達には手話を習得していない人多く、文字による要約筆記が必要な事を声を大にして発言すべきである。社会に難聴者の立場、状況を多くの人に浸透させるのが先決と思う。要約筆記の意味、必要性を広めてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                | 様々な障害特性と意思疎通手段について、普及啓発資料等の作成を検討してまいります。<br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                   |
| 116 |                    | 啓発はどのように発信していくのか。個々に浸透するよう細やかな情報発信で案内してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 普及啓発については、障害特性に応じた普及啓発資料等の作成を検討してまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                |
| 117 |                    | 視覚障害があるが、QRコードがついていることすら、点字で示していなくてわからない。また、自分が点字で生活していることすら行政は把握しておらず、公文書は読めない。「情報発信」の前にその人がどのようにして情報を得ているかを「把握」することを明記すべき。                                                                                                                                                                                                                                                               | 本条例は障害者の情報取得も含めて、総合的に施策を推進することを目的としています。記載は現行のままといたしますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                       |
| 118 | 13 県政の情報の<br>発信等   | 条例が制定されても、現場でその内容が十分に知られていなければ、実効性が伴わない。条例の施行にあわせて、広報活動や説明会、動画などを通じて、県民・企業・教育機関への周知徹底を図っていただきたい。<br>広島県のパブリックコメント募集では条例の趣旨は示されているが、広報活動の具体策は明記されていない。<br>条例施行時には、動画・説明会・パンフレットなどを活用した多角的な広報が必要である。                                                                                                                                                                                         | 条例の普及啓発についてはわかりやすい普及啓発資料等の作成を検討してまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                |

【広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例に係る意見】

| 番号  | 該当箇所                                       | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                               |
|-----|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 119 | 13 県政の情報の<br>発信等                           | 情報発信の方法はどのような方法なのか。発信をしていても年齢や障害により受け取り方がわからない障害者もいる。情報の取得について、当事者に適した方法を選べるよう案内してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 障害特性に応じた情報の発信方法を検討してまいります。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                  |
| 120 | 14 災害時等の情<br>報の取得及び利<br>用並びに円滑な<br>意思疎通の確保 | 災害時には、迅速かつ正確な情報が命に関わる重要な要素となる。聴覚障害者への情報伝達が遅れることがないよう、手話通訳者や字幕付き放送、スマートフォン通知などを活用した情報保障体制を条例に盛り込んでいただきたい。東日本大震災では、ろう者が情報から取り残された事例が多数報告されている。災害時の情報保障は命に直結する課題であり、条例に明記すべき重要事項である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 障害特性に応じた情報を取得できるよう、必要な措置を講じてまいります。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                          |
| 121 |                                            | 知的な遅れがあり、発達障害の人にもわかりやすい情報取得方法を提示してほしい。<br><br>新しいことに不安を感じたり、人が多いところに行きにくい人にどう避難所に行くよう伝えられるか心配。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 本条例は、知的障害・発達障害者についても情報取得、利用、意思疎通に係る施策等を総合的に推進することを目的としています。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 122 |                                            | ・災害時にテレビ・ネット・避難所サイネージで手話・字幕付き情報を同時配信する。<br>・厚労省通知が災害時に手話通訳等の提供を要請している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                    |
| 123 | 15 情報通信機器<br>等の利用方法の<br>習得                 | 情報通信機器等の利用方法の習得については、学校という実際の現場で本人への実施が良いと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                    |
| 124 |                                            | 今のスマートフォンは広告・危険なサイト、追加情報が多すぎて困っている。障がいのある人が安心して使える機器がほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                        |
| 125 | 17 学校教育の分<br>野における環境<br>の整備                | 本人にとって、昔も今も家の外では意思疎通が大変である。言葉はあっても、気持ちの表出が苦手で、嘔吐などの身体症状にストレスが表れて、苦手がわかるのが現状。<br><br>学校で、ＩＣＴなどを使つての非言語でのコミュニケーションという手段を確保できたら、発達障害の子どもたちは大人になって、かなり楽なのではと思う。また担当になった先生がＩＣＴを学ばれるのではなく、どの学校にも対象者がいる時代ですので、専門の人を学校において早期に対象者にあった方法を得てほしいと思う。助言・支援だけでなく、専門の人の配置をしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                    |
| 126 |                                            | 若い世代への手話教育が十分に行われていないため、手話が「特別なもの」として認識されがちである。<br><br>学校教育において、手話を言語として学ぶ機会を設けるよう、県教育委員会と連携して取り組んでいただきたい。<br><br>神奈川県・鳥取県・大阪市など、他自治体ではすでに教育現場で手話導入が進んでいる。文部科学省も「言語としての手話教育」の重要性を認めており、広島県でも教育委員会との連携が期待したい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                    |
| 127 |                                            | 発達障害の子供は、漢字の読みが難しく、語彙がなかなか増えず、教科書を読んでも理解が十分に出来ない。また、聞いた言葉は頭に残りにくいので、先生の言われたことが分かりにくく、目で見ることによって確認することができる。<br><br>学校の教科書やプリント、テストに、ルビがないと他の子供と同じように学習することができない。学校の教科書は教科により使わない先生も多く、学習は主にプリントや、板書で進められる。デジタル教科書だけではフォローが難しい。せめて学校で1人1台支給されているタブレット等でルビ振りができれば学習に参加できて、わかることが増え学習意欲が上がると考える。学校でのICTの活用により、視覚的に支援されてみんなと同じように学習する機会ができることを切に願っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                    |
| 128 | 18 職場における<br>環境の整備                         | わたしは、小学校でクラスみんなと勉強しています。わたしは不安が強く、自分の気持ちをひとに伝えるのが難しいです。なんと言えばいいか分からず黙ってしまいます。返事やあいさつができないことが多いです。嫌なことがあって先生にたすけてもらいたいときもなにもいえません。先生や、おばあちゃん、よその人にはわがままだと怒られたり黙ったままなので放って置かれたりします。本当は困っていて何と言っているかわからないのです。<br><br>この前療育センターの先生にタブレットで質問してもらいました。自分の返事をタブレットに入力しました。ローマ字を習ったのでローマ字入力しました。そしたら、先生がこんなにしっかり考えていてすごいね、とほめてくれました。わたしも自分の気持ちがわかって伝えられました。<br><br>最近はおかあさんのラインやキープメモをつかいます。おかあさんにはつたえられることができました。おかあさんはつたえてくれてありがとうとよろこんでくれました。字を書くのは苦手です。書いた字が気になって書くことでつかれてしまいます。<br><br>携帯やタブレットに入力するとつかれずに自分の言いたいことが思い浮かびます。学校や、近所の人とも携帯やタブレットでコミュニケーションをとり、わかってもらいたいです。きもちや考えていることをつたえたいです。わがままだと、みんなにおこられるのはいやです。知らん顔して放っておかれるとさみしくて不安です。私は学校や、いろんな場所でタブレットや携帯で自分のことを伝えられるようになったら安心です。コミュニケーションで困っていることをかきました。よろしくお願いします。 | 障害特性に応じた様々なコミュニケーション手段があることについて、普及啓発を図ってまいります。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。              |
| 129 |                                            | 発達障害のある人が不登校や引きこもりになる原因は、視覚支援の不足により、学習で置き去りにし、安心と自信を奪い本人を疲れさせ、傷つけたにもかかわらず、何も支援をしなかったことにも気が付かない教育の場や社会にあると思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 障害特性に応じた様々なコミュニケーション手段があることについて、普及啓発を図ってまいります。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。              |
| 130 |                                            | 聴覚障害者として企業研修に参加した際、手話通訳の派遣費用を理由に、通訳なしでの参加を求められ、実際に通訳なしで参加した経験がある。職場で円滑な意思疎通を図るためには、研修や会議などの場においても手話通訳などの情報保障が不可欠である。しかし、企業にとって通訳費用は大きな負担となり、必要な情報を得られない事態が生じる。<br><br>県として、手話通訳派遣にかかる費用について、補助金制度の創設や減額措置など、企業の負担を軽減する支援策を講じていただきたい。条例素案第18条では「県が必要な支援を行う」としているが、費用負担の軽減策は明記されていない。障害者差別解消法では「合理的配慮の提供」が求められており、通訳費用の支援はその一環と考える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                        |

【広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例に係る意見】

| 番号  | 該当箇所           | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                      |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 131 | 18 職場における環境の整備 | 手話通訳者にはそれぞれ得意分野があり、例えば病院、機械（工業系）、経理、ITなど、専門的な内容を扱う場面では、通訳者の知識や経験によって情報の正確さや伝達のスムーズさに差が生じることがある。そのため、職場における研修や業務支援の場面では、通訳者の専門性を考慮したマッチングが重要。指名・指定までは求めないが、通訳者の得意分野を事前に把握し、適切な場面に派遣できる仕組みがあるにより効果的な情報保障が可能になる。通訳者の専門性を活かすことで、聴覚障害者と通訳者双方の負担軽減につながると考える。<br><br>専門性の高い内容では、通訳者の理解力が情報の正確性に直結する。医療通訳や法廷通訳など、分野別通訳の重要性は他領域でも認識されており、手話通訳にも応用可能だと考える。                                                                                                                                                                                                         | 御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                               |
| 132 |                | 企業の多くは、手話通訳の重要性や情報保障の必要性について、まだ十分に理解していないのが現状である。そのため、県として企業向けの啓発活動や研修、ガイドラインの整備などを通じて、手話通訳の意義や活用方法について広く周知していただきたい。条例素案には企業への啓発活動の具体策が明記されていない。障害者雇用促進法でも企業の理解促進が重視されており、県によるガイドラインや研修が有効と考える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 企業への普及啓発についてはわかりやすい普及啓発資料等の作成を検討してまいります。<br><br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                               |
| 133 | 19 財政上の措置      | 「財政上の措置を講ずるよう努める」を「財政上の措置を講ずる」への変更すべき。法においては「政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」となっている。国に合わせていただきたい。<br><br>私どもは難聴者・中途失聴者の支援をしているボランティアサークルですが、要約筆記活動はもちろん、様々な場面での支援や、支援の方法の研究、聴覚障害への理解を広める活動をしている。活動にあたっては、市や市社会福祉協議会の理解と支援をいただいているが、財政上の制約で実行できないこともしばしばある。<br><br>県の担当者も承知とは思うが、小規模な地方公共団体は財政基盤も弱く、予算に限りがあり、事業の実施においては国や県の補助が頼りとなる。市の担当者から「予算が無いのでできません」と言われることのないよう明確な予算措置が可能となるよう、条例上での対応をお願いしたい。（同様の意見他1件）                                                                                                     | 県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。予算については限りがあることから、努力規定に留めています。                                                                |
| 134 |                | 条例が理念だけで終わらないよう、実施状況を定期的に検証する仕組みが必要。条例の施行後には、年次報告やモニタリング制度を設け、当事者や関係者の声を反映する場を継続的に設けていただきたい。他県では「施行状況の年次報告」制度を設けている例もあり、広島県でもモニタリング制度や協議会の設置が望まれる。これにより、条例の実効性と透明性を確保してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 「推進体制」を定めており、当事者や関係団体にも参加いただいて、条例の進捗状況の評価や意見交換、協力体制の構築に努めてまいります。                                                      |
| 135 |                | 国の障害者基本計画が財源確保を国・自治体に要求しているため、施策実行に必要な予算枠を毎年度計上し、公表する義務を追加する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 県の主要事業については毎年度予算を公表しております。                                                                                            |
| 136 | その他            | 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策について中途に障害になったものが、新たなコミュニケーション方法を身につけられることを保障できることを明記してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 基本理念において「障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を図ることができるよう推進すること」としており、障害者には途中で障害を持つことになった方も当然に含むことから、御意見の内容については既に記載されています。 |
| 137 |                | 知的障害者や発達障害者に対する視覚支援の有意性について、先生等で認識して貰えない方も多数いる。視覚的な支援があることで、どんなに彼らの生活が保証してあげられるのか、理解してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 障害特性に応じた様々なコミュニケーション手段があることについて、普及啓発を図ってまいります。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                     |
| 138 |                | この条例が「障害の有無に関わらず情報の取得や意思疎通ができる社会の実現」を目指していることに深く賛同する。しかし、現行の素案においては、視覚や聴覚障害への配慮が中心となっており、自閉症や知的障害、感覚過敏・認知特性など、情報の「受け取り方」「表し方」に困難を抱える人々への対応が十分ではないと感じる。<br>・情報が複雑・抽象的すぎると理解が難しい人にとって、「やさしい日本語」やピクトグラムは理解の助けとなる。<br>・音への過敏さがある人には、音声アナウンスよりも視覚情報（モニター・表示板等）のほうが安全に情報を受け取れることがある。<br>・発語が困難な人は、AAC（拡大・代替コミュニケーション）や視線入力装置などで意思を表現しており、それらも「情報の発信手段」として条例に位置づける必要がある。<br>・「情報の取得」に加えて「情報の発信（表出）」手段にも焦点をあて、「発話困難者の意思表現手段（AAC等）」を条例に含めるべき。<br>・対象障害に、自閉症・知的障害・学習障害・高次脳機能障害など、認知的・感覚的な情報障害を含めるべき。<br>・「情報のバリアフリー」の対象として、視覚・聴覚以外の感覚特性（過敏・鈍麻）や認知的特性を考慮した表現を追加すべき。 | 本条例の障害者は障害者基本法に定めるものとしており、発達障害、知的障害等も含まれます。また、意思疎通手段の定義において、AACに該当する意思疎通手段についても列挙しています。                               |
| 139 |                | 福祉・医療・教育・行政機関において、多様な情報提供手段（やさしい日本語、ピクトグラム、手話、タブレット等）の活用研修の実施。行政施設・公共交通・学校などにおける、情報支援機器（音声読み上げ・拡大表示・選択可能な案内方式等）の整備を進めること。<br><br>「情報が伝わるデザイン」「わかりやすさの視点」を持ったマニュアル・ガイドラインを策定すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                           |

【広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例に係る意見】

| 番号  | 該当箇所 | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                     |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 140 | その他  | 条例前文や基本理念に、「多様な障害特性に応じた情報提供と意思疎通支援を推進する」という理念を明記すること。情報発信者・支援者が「伝えつつも」で終わらず、「伝わったかどうか」を大切にす文化の醸成を促すこと。                                                                                                                                                                                                        | 前文や目的、基本理念において、すでに「障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策」の総合的推進について定めており、意思疎通においては相手への情報伝達も含まれることから、御意見についてはすでに記載されています。 |
| 141 |      | この条例が、「情報の受け手・発信者の多様性」を真正面から受けとめ、誰もが伝えられ、理解される広島県を築く第一歩となることを願っている。単に「情報のアクセシビリティ」ではなく、「コミュニケーションの双方向性」を重視した条例として、全国に誇れるものとなるよう強く期待する。                                                                                                                                                                        | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 142 |      | 知的障害者はどうしても当事者が訴えることが難しくなる。自閉症や知的障害、発達障害の人は、この社会・小学校生活・学生生活で、「視覚支援」がないと成長の妨げにもなる。コミュニケーション・アプリやICTも取り入れて頂きたい。学習障害向け専用のアプリで勉強のシステムなどを構築し、もっと生活しやすい世の中になっていただけたらと思う。                                                                                                                                            | 本条例は知的障害も対象としています。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                    |
| 143 |      | 「手話条例」だけでは手話を使えない難聴者・中途失聴者に対する十分な支援が提供できない。そのため、手話以外の情報保障や意思疎通支援を対象とする情報保障・コミュニケーション配慮条例の制定を強く求める。<br>多くの自治体では「手話を言語とする条例」の整備にとどまり、手話を習得していない難聴者・中途失聴者を含む聴覚障害者には対応が不十分である。例えば、練馬区の条例でも「多様な意思疎通手段」の普及や区の責務は明記されているものの、まだ十分な制度設計・運用には至っていない自治体が散見されている。                                                         | 本条例において、手話以外の情報保障や意思疎通手段について定めています。                                                                                  |
| 144 |      | 障害者が利用できる多様な手段（手話、筆談、要約筆記、音訳、ヒアリングループ、公共の電話リレーサービス、音声認識アプリ、平易表現、図・写真や代読・代筆手段など）を定義として明記し、その上で、自治体の責務として、個別に希望を確認した支援手段の提供、要約筆記者や支援者の養成と公的派遣、ICT機器や補助装置導入支援、災害時における多様な情報保障体制の整備を明文化してほしい。また、当事者や支援者、市民などが参加する協議会の設置や定期的な評価、改善の仕組みを盛り込むべき。明石市の条例では、施策推進協議会が設けられ、当事者とともに施策を協議して進めている点が先進的であり、参考になると考えらる。         | 意思疎通手段については、定義において多様な手段を列挙しており、また自治体の責務については各条文において記載をしています。                                                         |
| 145 |      | 明石市や中央区（東京都中央区は令和5年4月施行の条例で多様な意思疎通手段による情報提供を義務化しています）の制度を参考に、自治体独自の「情報保障・コミュニケーション配慮条例」を制定してください。手話利用者だけではなく、手話を使わない聴覚障害者を含む包括的な制度枠組みにしてください。次に、条例制定に際しては、他自治体の先行事例調査や関係団体との連携、当事者の意見聴取を通じた条例案の策定・パブリックコメントの活用を進めてください。さらに、要約筆記者などの人材養成やICT支援制度などの数値目標やスケジュールを設けることで、実効性ある制度にしてください。                          | 本条例は、手話以外の障害者の意思疎通手段を包括的に含むものであり、先行する法や他県条例も参考にして制定を進めてまいりました。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                        |
| 146 |      | ・県公式サイトなどの電子情報はJISX8341-3:2016（WCAG2.1）適合AA」とし、手話動画・字幕・音声解説を必須化する。<br>(提案条文)<br>「県は、日本産業規格JISX8341-3:2016（およびその改正版）に準拠し、公式ウェブサイトその他の電子媒体において、手話動画・字幕・音声解説を併用して情報を発信する責務を負う。」<br>「適合レベルAA以上の試験を定期的を実施し、その結果を公表するものとする。」<br>・総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン2024年版」がJS適合を要請している。<br>・改正障害者差別解消法で合理的配慮が義務化され、ウェブも対象になっている。 | 本条例は基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を定めています。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                      |
| 147 |      | 手話通訳・サービス体制に関する追加をしてはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 148 |      | 24時間遠隔手話コールセンターの設置（警察・消防直結）をしてはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                           | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 149 |      | 報酬水準とキャリアパスの整備をしてはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 150 |      | オンライン派遣マッチングシステムの導入をしてはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 151 |      | 分野別専門研修の義務化（医療・司法・教育・放送等）してはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 152 |      | 国際手話等の多言語対応窓口を設置してはどうか。<br>障害者権利条約第21条が外国籍障害者の情報アクセスを保障している。                                                                                                                                                                                                                                                  | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                          |
| 153 |      | 条例の中に「知的障害、自閉症スペクトラムの人たちに対して、関わる人や現場は視覚支援をする」と文言を入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                      | 本条例の障害者は障害者基本法に定めるものとしており、発達障害、知的障害等への支援も含まれています。                                                                    |